

記載例1：父母一方が外国人の場合

出生届

令和 XX 年 XX 月 XX 日 届出

ミドルネームも届け出たい場合は名の欄に記載してください。

総領事 殿

<注意事項>

- ・届出はすべて日本語（漢字・カタカナ・ひらがな）で書いてください。
- ・黒インクのペンまたは黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で丁寧に書いてください。
- ・届出日は窓口で届出をする日、郵送する場合はポストに届出を投函する日を記入してください。
- ・署名は自署してください。コピーや印刷したものは受け付けられません。
- ・South Australiaは南オーストラリア州と記載してください。
- ・戸籍に記載されるお子様の出生地は、州までとなります。

氏名		（フリガナ）		氏名		ハナコローズ		父母との続き柄		□嫡出子 □嫡出でない子		（長男・次女は二男、二女と記載してください。）			
(1) 子の氏名		外務		花子ローズ											
戸籍のとおりに記載。ファミリーネーム、ファーストミドルネームの順。		たとき		令和 XX 年 XX 月 XX 日		□午前 □午後		0 時 18							
(4) 住所		オーストラリア連邦ビクトリア州パークビル、フレミントン通り		オーストラリア連邦ビクトリア州 ブライトン、スミス通り570		12時間表記で記入。昼の12時は午後0時と記入してください。									
外国人は西暦で日本人は元号で記載してください。		父 母 の 氏 名		父 スミス、ジョンピーター		母 外務 省子									
本籍地はダッシュ「-」等を使わず戸籍通りに記載。		生 年 月 日		19XX 年 XX 月 XX 日（満 XX 歳）		平成 XX 年 XX 月 XX 日（満 XX 歳）									
(7) 籍及び		東京都千代田区霞が関一丁目 2 番地 2		東京都千代田区霞が関一丁目 2 番地 2		東京都千代田区霞が関一丁目 2 番地 2									
(8) 子の父と母		筆頭者の氏名		外務 省子		父の国籍		オーストラリア		母の国籍		日本			
同居を始めたとき		平成 XX 年 XX 月		(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)											
子が生まれたときの世帯のおもな仕事と		□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・小売業・サービス業 □3. 企業・個人の世帯（個人事業主） □4. 3にあてはまらない世帯 □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)		間違ったときは修正液などは使用せず訂正箇所を線で消してください。		先の従業者数が1人から99人									
母の職業		父の職業		母の職業											
出生証明書にファーストネームとミドルネーム等の記載があるが、戸籍にその一部のみを届ける場合は記載してください。		日本国籍を留保する		署名		外務 省子		印							
出生時間は届出人の供述による。		ビクトリア 州当局の発給する出生証明書を添付する。		子の父がオーストラリア連邦国籍者であるため、子は出生によりオーストラリア連邦国籍を取得している。		子の名について出生証明书中「花子ローズエマ」となっているが、戸籍へは「花子ローズ」と届け出る。		母の氏について出生証明书中「スミス」となっているが、戸籍では「外務」であり、届出記載が正しい。							
母の戸籍上の氏と出生証明書に記載されている母の氏異なる場合は記載してください。		□ 1. 父 □ 2. 母 □ 3. 父 □ 4. 母 □ 5. 父 □ 6. 母 □ 7. 父 □ 8. 母 □ 9. 父 □ 10. 母 □ 11. 父 □ 12. 母 □ 13. 父 □ 14. 母 □ 15. 父 □ 16. 母 □ 17. 父 □ 18. 母 □ 19. 父 □ 20. 母 □ 21. 父 □ 22. 母 □ 23. 父 □ 24. 母 □ 25. 父 □ 26. 母 □ 27. 父 □ 28. 母 □ 29. 父 □ 30. 母 □ 31. 父 □ 32. 母 □ 33. 父 □ 34. 母 □ 35. 父 □ 36. 母 □ 37. 父 □ 38. 母 □ 39. 父 □ 40. 母 □ 41. 父 □ 42. 母 □ 43. 父 □ 44. 母 □ 45. 父 □ 46. 母 □ 47. 父 □ 48. 母 □ 49. 父 □ 50. 母 □ 51. 父 □ 52. 母 □ 53. 父 □ 54. 母 □ 55. 父 □ 56. 母 □ 57. 父 □ 58. 母 □ 59. 父 □ 60. 母 □ 61. 父 □ 62. 母 □ 63. 父 □ 64. 母 □ 65. 父 □ 66. 母 □ 67. 父 □ 68. 母 □ 69. 父 □ 70. 母 □ 71. 父 □ 72. 母 □ 73. 父 □ 74. 母 □ 75. 父 □ 76. 母 □ 77. 父 □ 78. 母 □ 79. 父 □ 80. 母 □ 81. 父 □ 82. 母 □ 83. 父 □ 84. 母 □ 85. 父 □ 86. 母 □ 87. 父 □ 88. 母 □ 89. 父 □ 90. 母 □ 91. 父 □ 92. 母 □ 93. 父 □ 94. 母 □ 95. 父 □ 96. 母 □ 97. 父 □ 98. 母 □ 99. 父 □ 100. 母		1. 医師 2. 助産師 3. 公設所の長											
住所		オーストラリア連邦 ビクトリア州ブライトン、スミス通り570													
本籍		東京都千代田区霞が関二丁目 2 番地 2		筆頭者の氏名		外務 省子									
署名		外務 省子		平成 XX 年 XX 月 XX 日生											
事件簿番号				戸籍通りの氏名で楷書体で署名。署名は自署してください。											
日中連絡のつく電話番号		04XX-XXX-XXX		Eメールアドレス		000@00.com		連絡のつく電話番号とEメールアドレスを記載。							

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大使館または、(総)領事館に出してください。
- 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できなくなりますので、届出が遅れないよう特に注意してください。この場合は、必ず父か母(又は子の法定代理人)が届出人となってその他欄の「日本国籍を留保する」欄に署名してください。
- 子の名は常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。
- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。なお、病院名を書く必要はありません。
- 日本人父または母について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある氏名)を書いてください。父の国籍の国籍をそれぞれ書いてください。
- 届書は2通出してください。
- 日本国籍を留保し重国籍となった者は20才までに日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の宣言を行わないと日本国籍を喪失することがありますので、注意してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

出生証明書について

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する出生登録証明書を添えて出してください。ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。なお、医師が日本語で記入ができるときは、下記の出生証明書欄を使用しても差し支えありません。

出生証明書

子の氏名		男女の別	1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 時 分 午後 時 分	
出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他	
(10) 出生したところ及びその種別	出生したところ	番地 番 号	
(11) 出生したところ及び身長の別	出生したところの種別1～3	施設 名称	
(12) 単胎・多胎の別	1単胎 2多胎(子中第 子)	体重 グラム	身長 メートル
(13) 母の氏名		妊娠週数	満 週 日
(14) この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む死産児(妊娠満22週以後))	人 胎	
1 医師		令和 年 月 日	
(15) 2 助産師	(住所)	番地 番 号	
3 その他	(氏名)		

出生証明書記入の注意

- 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
- 出生証明書(11)欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
- 出生証明書(14)欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
- この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1. 2. 3. の順序に従って書いてください。